

# 令和3年度所沢市マネジメントシステム（TMS）推進指針

## 1 所沢市マネジメントシステムの位置付け

「所沢市マネジメントシステム（以下「TMS」という。）」は、本市がより合理的かつ効果的な市政を進めていくためのマネジメントシステムである。

事業の企画立案・予算化・実施・評価検証など一連の市政運営は、ここに規定する推進指針をはじめ、TMSの仕組みに沿って進めていくこととする。

## 2 所沢市マネジメント方針の考え方

合理的かつ効果的な市政運営と、環境の保全と創造に向けた取り組みを進めていくため、「所沢市マチごとエコタウン推進計画」の理念を踏まえ、令和3年度の「所沢市マネジメント方針」を別紙のとおり定める。

本市の市政運営は、この方針に沿って行うこととし、市業務の受託事業者や関係団体等にも協力を求めるものとする。

なお、コロナ禍等の緊急時においても、行政機能・都市機能をしっかりと確保しつつ、市民生活の安定を最優先に、「人を中心としたマチづくり」に向けた行政運営を行っていく。

## 3 TMSの実施及び運用

### （1）TMS推進の役割分担

TMS推進のための役割分担は、以下のとおりとする。

①市長は、TMSの総責任者として、次に掲げる役割を担う。

- ・「所沢市マネジメント方針」を策定すること
- ・TMSを推進する体制を整えること
- ・マネジメントレビューを行うこと

②TMSの運用に関して特に重要な事項は、政策会議において審議・決定する。

③各所属は、実行部門として、TMSを推進する。

④TMSの推進に必要な事務を行うため、TMS推進事務局を経営企画部経営企画課に置く。

## (2) PDCAサイクルによる運用

PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）のPDCAサイクルは、マネジメントシステムの基本である。

TMSにおけるPDCAサイクルは、以下の仕組みにより運用する。

### ① PLAN（計画）

本市における最上位の計画は、「第6次所沢市総合計画」である。総合計画の実現を目指し、実施計画、行政評価制度及び目標確認制度を運用していく。

### ② DO（実行）

実行は、事務事業の実施などの日常の業務のなかでなされる。実行の方向性を確認するために、目標達成に向けた進行確認を行う。

### ③ CHECK（評価）

評価は、目標確認制度により日常業務のなかで行うとともに、4に掲げる行政評価の仕組みにより行う。

また、目標確認制度は、事業の目標達成とともに、職員の意欲向上を目指して実施するため、人事評価制度とさらなる連携を図る。

### ④ ACT（改善）

評価の結果を、業務の改善につなげる。改善結果は、実施計画の次年度策定時につなげるとともに、「有言実行発表会」の仕組みによりその成果を共有する。

職員一人ひとりやグループによる改革改善は、「職員提案」等の取り組みによって進める。

## (3) 研修

TMSの推進に当たっては、以下のとおり研修を行うこととする。

### ①全体研修

TMS推進事務局は、TMSの継続的改善を図るため、必要に応じて全体研修や担当者研修等を実施する。

### ②職場研修

各職場は、職員の知識や能力の向上を図るために、積極的に研修を実施するものとする。研修内容は、各職場の自主性に委ねられるが、転入職員並びに新規採用職員に対する研修や、法律改正等に対応するための研修は必須とする。

※職場研修については、様式第1「TMSに基づく職場研修一覧」にまとめる。

#### (4) 行政経営の視点

行政改革の意識を踏まえたガイドラインを定め、職員一人ひとりの意識付けを行う。  
なお、取り組み状況は「行動計画表」により確認する。

#### (5) 環境への配慮

本市は、環境の保全と創造に向け、環境に与える要因の継続的改善に努めることを、行政運営の基本とする。

#### (6) SDGs (Sustainable Development Goals) への貢献

本市においては、総合計画の推進を図ることにより、SDGsの推進に貢献する。

### 4 行政評価

#### (1) 行政評価の役割

行政評価は、TMSを推進していくうえでの基礎となるものであり、所沢市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第25条の規定の趣旨を踏まえて実施する。

(行政評価)

第25条 市長その他執行機関は、合理的で効果的な市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を実施し、その結果を市民等に公表するとともに市政に反映しなければなりません。

2 市は、行政評価を行うに当たっては、市民等及び知識経験者の参加に努めるものとします。

#### (2) 令和3年度の各評価の概要

##### ①政策評価

政策評価は、第6次所沢市総合計画前期基本計画に位置付ける「リーディングプロジェクト」を単位として、ゼネラルマネージャーを評価者として実施する。

##### ②施策評価

施策評価は、第6次所沢市総合計画前期基本計画に位置付けられた「章」における「各節」を単位とし、各担当次長を評価者として実施する。

##### ③事務事業評価

事務事業評価は、全事務事業のうち、実施計画に位置付けられた事業及び評価する意義があると考えられる事業について、各所属長を評価者として実施する。

##### ④公共事業評価（外部評価）

公共事業評価（外部評価）は、市が実施する公共事業のうち、国庫補助事業で再評

価対象事業となるもの及び第三者機関による評価が必要と認める事業について、公共事業評価委員会を評価者として実施する。

## ⑤市民意識調査（外部評価）

市民意識調査は、総合計画に掲げた施策・事業の成果を測るとともに、今後の取組に向けた基礎資料とし、その結果に基づき評価を行う。この調査は公平性を期すため、無作為に選ばれた市民に対し行う。

## 5 市民参加

### （１）市民参加の推進

市政運営に当たっては、自治基本条例第18条の規定及び所沢市市民参加を進めるための条例（以下「市民参加条例」という。）の規定を踏まえ、市民と情報共有しながら、市民参加に努める。

（参加の推進）

第18条 市は、市民等の市政への参加を推進するために、参加の方法について整備を図るほか、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

市民参加の方法については、市民参加条例に基づき、市民等の意見提出、パブリックコメント手続、公聴会への参加、市民検討会議への参加、審議会等への参加、その他市が適当と認める手続によって行う。また、その他の手法として市民ワークショップ等を推進する。

### （２）総合計画の進捗状況についての報告会及び財務に関する情報についての報告会

自治基本条例第22条第4項及び第23条第2項の規定に基づき、総合計画の進捗状況についての報告会若しくは財務に関する情報についての報告会を開催するに当たっては、「市の仕事報告会」等他のイベントとの連携、無作為抽出の手法の採用など、できる限り多くの市民に伝えるよう努める。

（総合計画）

第22条 （略）

4 市長その他執行機関は、総合計画の進捗状況について毎年度、報告会を開催するなど、市民等にわかりやすく説明し、市民等の意見を聴取しなければなりません。

（行財政運営）

第23条 （略）

2 市長その他執行機関は、予算、決算、財政計画等の財務に関する情報について毎年度、報告会を開催するなど、市民等にわかりやすく公表しなければなりません。

## 6 マネジメントレビュー

TMSの見直しは、「マネジメントレビュー」として、年1回以上、次年度の予算要求及び予算編成に合わせて市長が行う。

市長は、次の事項について改正の要否を検討し、見直しの決定は、様式第2「TMSマネジメントレビュー実施票」により行う。

- (1) 所沢市マネジメント方針
- (2) TMSの推進状況
- (3) 状況の変化に関連したTMSの継続的な適切性
- (4) TMSの運用における組織
- (5) その他のシステムに関する事項

\*この指針は、令和3年4月1日から施行します。

様式第 1

TMSに基づく職場研修一覧

No.	実施日	研修名	対象者	研修目的と主な内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					

※転入職員並びに新規採用職員に対する研修及び法律改正等に対応するための研修は必須

様式第2

TMS マネジメントレビュー実施票

実施日	令和 年 月 日 ( )
市長欄	項 目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所沢市マネジメント方針</li> <li>(2) TMS の推進状況</li> <li>(3) 状況の変化に関連したTMS の継続的な適切性</li> <li>(4) TMS の運用における組織</li> <li>(5) その他のシステムに関する事項</li> </ul>
	指 示 事 項 等
事務局対応欄	